

株式会社道北エナジー「(仮称)宗谷丘陵風力発電事業 環境影響評価
準備書」に対する勧告について

令和5年3月31日
経済産業省
商務情報政策局
産業保安グループ

本日、電気事業法第46条の14第1項の規定に基づき、「(仮称)宗谷丘陵風力発電事業 環境影響評価準備書」について、株式会社道北エナジーに対し、環境の保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は別紙のとおり。

また、併せて同条第4項の規定に基づき、北海道知事からの意見を勘案するよう、その写しを送付した。

(参考)当該地点の概要

1. 計画概要

- ・ 場 所 : 北海道稚内市、宗谷郡猿払村
- ・ 原動力の種類 : 風力(陸上)
- ・ 出力 : 最大155,800kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	平成27年 6月19日
環境大臣意見受理	平成27年 8月21日
経済産業大臣意見発出	平成27年 9月 4日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	平成29年 1月 6日
住民意見の概要等受理	平成29年 3月 8日
北海道知意見受理	平成29年 5月 1日
経済産業大臣勧告発出	平成29年 6月13日

<環境影響評価準備書>

環境影響評価準備書受理	令和 4年 7月15日
住民意見の概要等受理	令和 4年10月20日
北海道知事意見受理	令和 5年 2月 2日
環境大臣意見受理	令和 5年 2月28日
経済産業大臣勧告発出	令和 5年 3月31日

問合せ先:電力安全課 長尾、野田
電話:03-3501-1742(直通)

1. 総論

本事業の対象事業実施区域の周辺は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号。以下「種の保存法」という。）に基づく国内希少野生動植物種（以下、「国内希少種」という。）に指定されているオジロワシ及びオオワシ（以下「海ワシ類」という。）の日本とロシア間の主要な渡り経路となっており、休息地としての利用も確認されている。また、対象事業実施区域の周辺では、オジロワシの複数ペアの営巣及び繁殖が確認されていることから、対象事業実施区域及びその周辺は、特に海ワシ類の種の保全に関し、自然環境保全上、極めて重要な地域である。

このため、本事業の実施による影響を回避又は十分に低減する観点から、以下の取組を適切に実施すること。

(1) 関係機関等との連携及び地域住民等への説明について

本事業計画の今後の検討に当たっては、関係機関等と調整を十分に行い、環境影響評価手続を実施すること。また、地域住民等に対し丁寧かつ十分な説明を行うこと。

(2) 事後調査等について

ア 事後調査及び環境監視を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を適切に講ずること。

イ 上記の追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、措置の内容が十分なものとなるようこれまでの調査結果及び専門家等の助言を踏まえて、客観的かつ科学的に検討すること。

ウ 事後調査により本事業による環境影響を分析し、判明した環境の状況に応じて講ずる環境保全措置について、検討の過程、内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。また、環境監視の結果、環境保全措置を講じた場合にも、可能な限り報告書に取りまとめ、公表に努めること。

(3) 累積的な影響について

対象事業実施区域の周辺では、本事業者による他の風力発電所及び他の事業者による複数の風力発電所が稼働中、環境影響評価手続中等であることから、可能な限り事業者間で調整し、必要な情報を共有することで、累積的な影響を考慮した事業計画とすること。

(4) 事業実施における透明性、客観性の確保について

海ワシ類等の重要な鳥類への対応として、海ワシ類のバードストライク、オジロワシの営巣・繁殖及び海ワシ類の渡りに関する本事業の環境保全措置の内容、事後調査の実施方針等について、本事業者の関連事業者が設置している「道北風力発電事業における鳥類保全に関する協議会」(以下「道北協議会」という。)の協議結果を参考にしつつ、専門家等の助言を踏まえて事業を実施すること。

また、本事業の環境保全措置の実施状況、事後調査の結果等について、複数の専門家により構成される協議会や検討会などへ報告する等、対応について公表することにより、透明性及び客観性を確保した上で、地元等の理解を得ながら、事業を実施すること。

さらに、調査実施時期について、本事業における動植物や生態系の調査は、平成29年以前に行われており、4年以上が経過していることから、専門家等から鳥類の営巣状況やタンチョウなど移動経路の変化の可能性が指摘されるなど、調査時と現在では動植物の生息・生育状況等が変化していることが懸念されるため、追加の現地調査を実施する等により適切に予測及び評価を実施すること。

2. 各論

(1) 鳥類に対する影響

対象事業実施区域及びその周辺は、特に海ワシ類の種の保全に関し、自然環境保全上極めて重要な地域であることから、専門家等の助言を踏まえ、適切に調査、予測及び評価を実施し、その結果を踏まえ、バードストライク等の海ワシ類への影響等を回避又は十分に低減できる風力発電設備の配置等を検討する必要がある。

このため、評価書の作成に当たっては、専門家等の助言を踏まえ、以下の措置を講ずること。

ア 対象事業実施区域の周辺において、オジロワシの営巣及び繁殖が確認されていることから、風力発電設備及び附帯設備の工事を実施する際には、道北協議会の協議結果や専門家等の助言を踏まえ、工事時期の調整等の環境保全措置を適切に実施すること。

イ バードストライクの発生を低減するため、道北協議会の協議結果や専門家等の助言を踏まえ、ブレード塗装、シール貼付等の鳥類からの視認性を高める措置を講ずること。

ウ 以下の①から③の事後調査を適切に実施すること。

①鳥類のブレード、タワー等への接近又は衝突に係る環境影響評価の予測には大きな不確実性を伴うことから、稼働後のバードストライクの有無に係る事後調査を適切に実施すること。

②対象事業実施区域の周辺において、オジロワシの営巣及び繁殖が確認されていることから、営巣状況や行動状況に係る事後調査を適切に実施すること。

③対象事業実施区域の周辺は、海ワシ類の日本とロシア間の主要な渡り経路となっており、海ワシ類の渡り個体の休息地としての利用が確認されていることから、海ワシ類の渡りに係る事後調査を適切に実施すること。

エ 稼働後においてバードストライクが発生した場合の措置の内容を事前に定め、重要な鳥類の衝突等による死亡・傷病個体が確認された場合は、確認位置や損傷状況等を記録するとともに、関係機関との連絡・調整、死亡・傷病個体の搬送、関係機関による原因分析及び傷病個体の救命への協力を行うこと。

オ バードストライク及びバットストライクに関する事後調査については、死骸の見落としや他の動物による持ち去り、植物や積雪の影響などによる過小評価を回避するため、専門家等からの意見や国が示す技術情報等を踏まえ、十分な頻度及び体制で実施すること。

(2) 水環境、水生生物等に対する影響

対象事業実施区域及びその周辺には、河川、沢筋、上水道等の取水地点及び森林法（昭和26年法律第249号）に基づき指定された水源かん養保安林、干害防備保安林が存在しており、また、対象事業実施区域の周辺の河川において、種の保存法に基づき国内希少種に指定されているカワシンジュガイ及び「環境省レッドリスト2020」（令和2年3月環境省）において絶滅危惧ⅠB類として分類されているイトウの生息が確認されている。

このため、工事の実施に伴う濁水による水環境及び重要な底生動物、魚類等に対する影響を回避又は極力低減する観点から、以下の措置を講ずること。

ア 専門家等の助言を踏まえ、土砂及び濁水の流出を防止する必要がある箇所において、沈砂池、土堤、素掘側溝及び土砂流出防止柵の設置等の環境保全措置を適切に実施すること。また、これらの環境保全措置の具体的な位置及び施工方法について、評価書に記載すること。

イ 工事中に、重要な底生動物、魚類等の生息場所となる河川、沢筋等に土砂及び濁水が流出していないかを確認するため、目視確認等による環境監視を実施すること。環境監視の結果、土砂及び濁水の流出等が確認された場合には、必要な措置を速やかに講ずること。

(3) 土地の改変に伴う自然環境に対する影響

施工ヤード、取付け道路、保安林における残土置場等を造成しようとする計画は、対象事業実施区域の北側に分布している重要な地形である宗谷丘陵の周氷河地形への影響等も懸念されることから、改変区域の切土、盛土の位置及びその量、緑化の有無等を具体的に評価書に記載すること。

以上の措置を適切に講ずるとともに、その旨を評価書に記載すること。